

古代の和泉地方に關する二三の歴史地理的考察

米 倉 一 郎

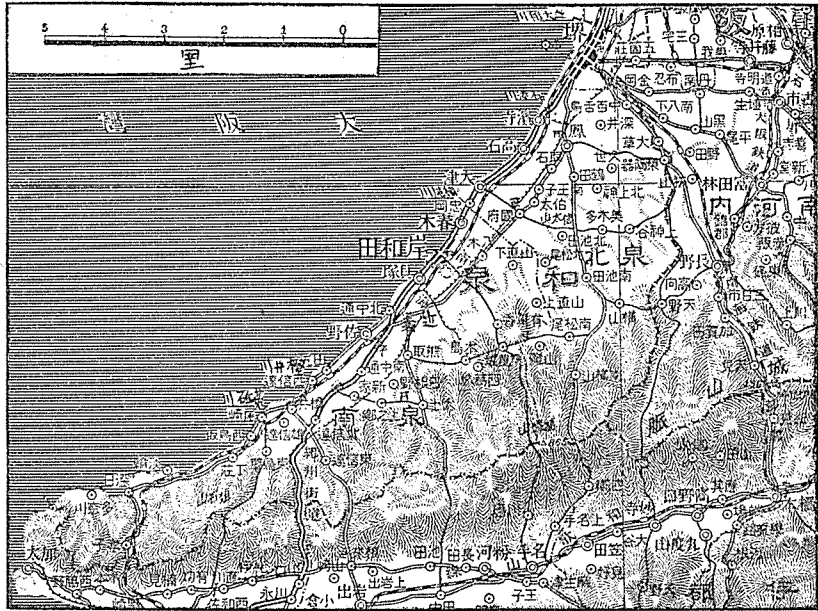
序

和泉はもと河内と一國であつた。瀬戸内海の東與大阪灣の東南岸に位し、古來我國經濟上政治上の中樞である難波に接し、地勢概ね平夷で、人文の開發眞に遼遠である。筆者は近畿諸地方に於ける聚落の歴史地理的研究を企圖してゐるが、和泉一國は、その北部を除く他略纏つた自然地理區を形勢し、域内には、山あり丘陵あり平地あり海岸あり、住民の活動は時と共に、その舞臺を展開したので、その結果たる現在の聚落は、その發生、その形態を種々の時代に求むる事が出來、最も興味深き研究地域である。

和泉全土に亙る地誌としては石橋直之の泉州志（元祿十三年）、關祖衡の和泉志（元文元年）、籬島穉里和泉名勝

圖會（寛政七年）、大阪府誌（明治三十六年）太田亮日本國誌資料叢書和泉（大正十四年）等があり、寺田兵次郎編泉州史料は、泉州に關する資料を輯録されたもので研究上甚だ便利である。尙今日泉州の二大中心である堺及岸和田に就いては堺市史、岸和田志等あり、参照すべき處が少くない。

本稿は地理論叢第六輯に發表さるべき一、和泉に於ける聚落の歴史地理的考察」と姉妹編であつて、後者の中特に古代に關して、歴史に關係深き二三の事項を稍詳述せるものである。即ち上古に於ける和泉地方に於ては、主として神社と新撰姓氏錄との考究により、開發の進展を概觀し、中古の和泉に就いては、條里制の復原により、大鳥郷及國府の境域を推定したのである。我々は本論に入



第一圖 和泉地方概觀圖

る前に和泉の自然環境一斑を明かにしよう。

和泉及河内と紀伊の國境をなして東西に走る和泉山脈は、その東部に於ては、九百米の高度を持つが漸次西するに従つて低下し紀淡海峽に没してゐる。そうして全體として、南側である紀州の構造谷に對して急斜し北側である和泉、河内に向つては緩慢なる勾配を示す處の傾動地塊である。和泉は大別して四つの地理區となす事ができる。山地區は、中生層に屬する和泉砂岩が片狀花崗岩の地帯を被覆したものが山脈の脊梁を形成して居り、後者は第一圖に於て横山、山籠、東西葛城、大土等を連ぬる線迄に達してゐる。

山脈の中央に位する葛城山には、ぶなの原始林等も見られ、一帶の森林地域であるが、たゞ子午の方向に發達する構造線に沿ふ處の幾つかの斷層谷と、略之に直交する二つの生因尙不明の谷列とが、人類に對して聚落地と交通路とを提供してゐる。丘陵區は片狀花崗岩地帯を被覆せる第三期層及古期洪積層よりなる地域で、山地區に發して、和泉灘に朝する石津川、槇尾川、

榎井川等の諸川によつて壯年期に浸蝕されてゐる。谷は山地區のそれに比すれば遙かに廣闊であり、方向は海岸線に直角に何れも西北に向つて喇叭狀に開けてゐる。之等の谷壁には多くの溜池が作られ、農耕時代の初期より聚落されて居る。第三の地域は廣く發達する新期洪積層と諸川の河口附近に稍見られる沖積層の地帯で、前者は尙幼年期の地形を示し、一般に底平で平野區と稱し得る。第三期層及新古の洪積層地帯は砂礫に富む爲に比較的乾燥して居り、植物の繁茂は他の地帯に比して最も空疎闊闊であつて、一部分は恐らく最初より、大部分は自然發火又は狩獵民の放火によつて容易に原と稱される第三期層洪積層特有の原野的景觀を呈し得た事と思ふ。沖積層地が卑濕にして、又高山地域が密林におほはれ、共に生活に適せなかつた太古に於ては狩獵民は好んで、この洪積層台地を利用したのであつて、和泉に於ても亦この部分が最初の聚落地に選ばれたのであらう。この中、丘陵區に屬するものは今日、柑橘類其他の果樹園等に利用され、平野區は溜池によつて殆んど水田化され水利の屈かざる

部分が畑として利用されてゐる。しかし、傾斜の急な谷壁等には松竹等の林が残り、その原始景觀を僅かに想像せしめてゐる。第四は海岸地域であつて、古來漁撈民の生活域たり、南北朝の轉換期より以後堺、岸和田、貝塚等それ〴〵特異なる都市の發展を見、今日では大阪工業地帯の外延をなす處である。新期洪積層が海岸間近まで擴がつてゐるので、古來の漁村又都市は、一般に、その先端に立地するの形勢である。海岸は遠淺で魚類の繁殖に適し、穩かな内海であるから、沿岸漁業の發達に適してゐる。氣候は瀬戸内海の形式で、溫暖であるが比較的降雨量少く、土壤の性質と相待つて水田の耕作の爲には多くの溜池が作られねばならない原因をなしてゐる。

註① 田中啓爾、地理學論文集 昭和八年

② 山極二郎、大阪府下の灌漑農業、地理學評論四卷十二
昭和三年

上古の和泉地方

一

原史時代に於ける和泉地方は専ら茅葺(又は血沼)と稱

されてゐた。チヌの地名は、この近海に産する黒鯛俗名チヌに因める事は馳も周防國佐波郡の佐波が、その海岸の名産である鯖に負ふ事と同様であらう。魚族の一をとつて、その儘地名となせる事はその地、住民の生業を單的に物語るもので、前述の如く恵まれたる條件のもとに於て、長き海岸線に沿つて漁業民が早くより定着した事であらう。濱寺町船尾南方四ツ池^①（第二圖參照）を中心とする石器時代遺跡地は、その海岸に突出せる洪積層の先端なる其地理的位置より見ても、この地一帯が先史時代より引續き漁業民によつて聚落されてゐた事を示してゐる。横尾川沖積平野上にある我孫子は、新撰姓氏錄和泉神別の綱部^②即ち漁業民のゐた處であらう。延喜式によればその後御廚が置かれてゐる。

和泉の自然地理の特長として海岸線の長き事と並び稱さるべきは洪積層丘陵地の發達著しき事である。殊に、北部に於ては堺市東南方河泉の國界を中心とする一帯古の所謂百舌鳥耳原、又南部に於ては佐野町の東南部所謂日根野の如きは、最も廣闊なる台地をなしてゐる。之等

の地は仁德帝を始め下つては、桓武帝等に至る迄屢々御遊獵を試みられた處であつて、太古に於ては狩獵民にとつて良好なる生活域を呈してゐた事であらう。現在百舌鳥村赤畑に鎮座する百舌鳥神社は祭神は應神天皇で普通の八幡宮となつてゐるけれども、氏子である百舌鳥村民には古來傳はれる奇習として、正月三日日間都鄙擧つて嘉肴を設くる時に當つて、全村民精進齋肉食を禁ずる所謂百舌鳥の精進なるものがある。又今はやんだが、その期間に男女一室に聚寢して、決して鄙猥のことなく、百舌鳥の雜喉寢と云はれてゐた。之等の習俗は太古の樣を偲ばせるもので、地名が鳥類の一つである百舌鳥に因み稍變形はしてゐるが、食物禁忌の風が見られるのはト一テミズムの痕跡を思はせるもので百舌鳥をト一テムとする狩獵民が嘗て、この台地に繁殖してゐたのではなからうか。百舌鳥村の西に鳳町があるが、この大鳥は後述する如く古い地名であつて、或は百舌鳥と同様に大鳥をト一テムとする部族の占據した事に因めるものであるかもしれない。百舌鳥野の南に續く台地は古くより陶村の

稱があり、石器時代の陶窯跡が屢々發見されたが、洪積層中に含まれる粘土層が製陶の原料に適してゐた爲に此地に製陶業が起つたもので東に續く河内國府の遺跡が二上山の二子石による石器の製作地であつたと共に、太古に於ける工業地帯を形勢した理である。之等によつて見るも河内和泉に互る台地が原日本民族の繁殖してたる處である事がわかる。和泉最古の豪族とも云ふべき陶津耳が此地に據つてゐたらしい事は決して偶然ではない。

二

海岸に漁撈、洪積層原野に狩獵が行はれつゝある間に、やがて原始的農耕も始められた事であらう。我國の原始農業の起原やその形式に就いては尙定説を見るに至つてゐない様であるが、彌生式土器時代に於ては水稻が一般に作られた事は略確實であらう。灌漑水を多量に必要とする水稻の耕作は水邊に起るには相違ないけれども河川氾濫の危険多き洪漣平原よりは、安全なる谷間や山麓が先づ選ばれたであらう。上述の如く和泉は洪積層の開析された谷地に富み、しかも洪積層台地上が一般に乾燥し

てゐるのに引きかへ、臺地の末端や谷壁には地下水の湧出する處が多いのであつて、之は原始的な水田耕作にとつて最初に利用された事であらう。國名の和泉は申す迄もなく、府中なる井上神社の裏に湧出する一清泉に因るもので、同神社は最初は、この泉を祭つたものと思はれる。しかし自然の湧水は限られてゐるから、次には、人工によつて池溝を作る事になる筈で、丘陵が樹枝狀に侵蝕された谷頭は、その一方を塞止める事によつて容易に溜池が築かれるし、又、溪流が山地區より丘陵區に移る部分にある水狹隘附近より溝渠を掘つて分水する事によつて灌漑水を得る事がたゞきのである。横尾川の上流山瀧川の侵蝕谷は天穂日命の子孫山直が開發した處であつて、後に山直郷となつたが、後世和泉國人山直池作、弟池永等の名が見えるのは溜池との關係深きを思はしめる。又山直郷の中央、山瀧川と深山川との合流點近く鎮座する處よりその名を得てゐる積川神社は、和泉五社の一つとして古來國內の名祠であるが、祭神は五坐あつて、その中の三坐は生井神、榮井神、綱長井神と云ひ、井を

祭つたものである。この井は恐らく灌漑水路を意味するものと思ふ。垂仁紀によれば皇子五十瓊敷命は勅命を奉じて高石池茅渟池を作られた後菟砥河上宮に居られたと云ふ等の池は何れにあつたかは不明であるが、やはり丘陵の侵蝕谷の谷間を堰きとめる事によつて作られたものであらう。丘陵區に於ける溪谷が如何なる氏族によつて開發されたかを更に述べれば、山直と祖を同じくする石津連は堺の南方石津（第二圖参照）の地方を開發されたらしく、石津川の一支流が舌百鳥野を侵蝕せる谷に沿つて土師の聚落がある。此處は土師連の開拓に拘るもので土師連は石津連と祖を同じくし、天穗日命十四世孫、野見宿禰の後である。彼等は百舌野にある仁徳、履仲等の諸帝陵の築造の爲に本貫の地出雲より呼ばれて、終に此處に土着するに至つたものであらう。

石津川の本流の貫流する溪谷に沿つては天兒屋根命を祭神とする式内の古社が分布してゐる。北より始めると第一には右岸の鳳町に鎮座する和泉一ノ宮大鳥神社であつて、次には、大鳥の南方富木に鎮座する等乃伎神社で

更に對岸の八田莊にある蜂田神社、石津川の支流和田川の上流美木多村字上に鎮座する美多彌神社である。それら大鳥連、殿來連、蜂田連、民直（ミナナカ）が齋き祭つた處で之等の氏族は何れも天兒屋根命を祖とする一族の發展したものである。泉州志によれば祖神の十一世の孫大野臣筑紫より大鳥に移り住み、地名によつて大鳥連となつたらしく恐らく、其他の氏族名も、それら（ミナナカ）の占據した土地より得たものであらう。尤も、石津川の流域全體が天兒屋根命の子孫のみによつて開かれたわけではなく。和田川に對して本流の關係ある石津川の上流には天津麻良命の後とされる大庭造に關係あるべき同名の聚落あり、又その支流は、百舌野の南にある陶村を潤して居り、此處は前述の陶津耳の割據した處であらう。

更に、目を和泉の南部に轉ずれば、此處は山を越した紀伊との關係が密接であつた。紀川平野は和歌山市東部岩橋を中心として、石器時代古墳時代の遺跡に富んで居り、古く紀國造の子孫の繁榮した處であるが、その一派は菟砥の溪谷に擴がり、更に日根野、横尾川の溪谷坂本

の地に及んでゐたらしい。

三

以上の諸例によつて我々は、開發の比較的容易であつたと思はれる溪谷は、古くよりの土著の氏族か、天孫の諸氏族又、皇室の御血統に屬せらるゝ人々によつて主として開發されてゐた事を知ることが出来るであらう。

しからば更に、大規模の灌漑設備を必要とするであらう處の平野區は何人によつて開拓されたであらうか。水田化の溪谷より平野への進出には、技術の飛躍的進歩を前提とするものであつて、それは優れたる外來文化の輸入によつて惹起されたものと考へられる。

泉南第一の平坦地である日根野の開發は樫井川の水狹隘に大井堰を作つて、灌漑水道を引いてなされたもので今日に至るも變らない處である。此處に鎮座される和泉五社の一つ、日根神社は又の名は大井關神社で開發者日根造がその祖を祭つたとされて居り、新撰姓氏錄によれば「日根造、新羅國人、億斯富便主之後也」と見えてゐるから、日根野は新羅の移住民によつて大規模に開發され

るに至つたもので、かの大井關は彼等の有した技術によつて成つたものであらう。日根野の北に續く海岸平野は近義郷の地であり。之は近義首の開發占據した處であらう。この氏族も亦「新羅國主角折王之後者」と見えて居り同じく新羅よりの移住民であつた。

近義の北に展開する横尾川の沖積平地は泉州最廣の農耕地であるが、平野の中央より稍北、横尾川の右岸（第三圖参照）に和泉五社の一つである穴師神社が鎮座してゐる。神名帳には穴師と兵主が並べ記されてゐるから、この神は大和の穴師座兵主神社と同一である筈で、横尾川左岸、岸和田の東部西之内村に鎮座する兵主神社も亦同神であらう。故内藤博士の考證によれば、穴師は漢を意味し、兵主は支那山東省に祭られる神で、應神仁徳の時に我國に大舉移住し來つたとされる秦氏の齋き祭る神である。新撰姓氏錄和泉國諸著、漢の部に秦忌寸、秦勝が列記されてゐるか、之等の氏族が祭つたものに相違なくやがて、この平地は漢民族の開發に負ふ事を知る事ができる。兵主神は我國では食物の神とされて居るが、延喜

玄蕃式によれば、新羅の使臣に賜ふ神酒の醸酒料の稻を出す神社の一つとして、泉穴師社が擧げられてゐる。

之等の事は大陸の民族が移住に際して、諸種の食用植物を、殊には稻の優れた品種を將來したであらう事を想像せしめる處で、それ等の耕作にも優れた能力を示してゐた事であらう。横尾川沖積地の北に續ける高石海岸平野は、古志連の占據した處で、その出目は漢民族である。

その東に續く信太、取石の平野は何れも百濟より移住した信太首、取石造の聚落した處である。斯くて和泉の平野區は殆んど朝鮮半島支那大陸よりの移住民によつて開發占據されたと云ふても過言ではない。勿論彼等は平野區のみに止まらなかつたのであつて、百舌鳥郷にある百濟村は百濟人の住んだ處であらうし、その南の蜂田には蜂田藥師と云つて醫業に従事した漢民族が住んだのである。又同様に天孫や皇別に屬する氏族で平野區に住むに至つたものもあらうが概括的に見れば、丘陵區に於ける溪谷は土着民族と天孫民族によつて開かれ、平野區は移住した大陸民族によつて耕されるに至つたものと云ふ事

が出来るとであらう。そうして、兩者の開發には恐らく時間的差異も存在して居り、開發は先づ丘陵に於ける溪谷に始り、次に海岸平地に及んだものと考へられる。

註①日本石器時代名表

②大阪府史蹟名勝天然記念物第四冊、四三九頁、昭和四年、

③日本書紀仁德天皇六十七年、御陵建設の土工を始められた

處鹿が役民中に入つて仆れ死んだので、調べると耳より百鳥が飛び去つた事が記され、かくて坂く者があらはれてゐる。之は鹿や百舌鳥がトーテムズムの變形であるマニツ
ー保護精靈の形で取扱はれたものと云ふ事ができるであらう。

④濱田耕作、大阪文化史

⑤仁明紀承和三年十二月己亥の條、

⑥國府に總社を設けて、和泉に於ける五つの名祠を合祀したそれは大鳥、聖、穴師、積川、大井關の諸神社であつて勿論延喜式所載の古社である。

⑦西村眞次、古代の社會救濟事業に關する研究、史觀第六冊、

昭和九年、

⑧内藤虎次郎、增訂日本文化史研究（京阪文化史論所收、近畿地方に於ける神社）

中古の和泉地方

上代に於ける土地の開發は、氏族を中心とし、各地分立して行はれ後世に於ける莊園制、封建制のそれと相類似するものがあつた。然るに上古末に於ける朝權の伸長は大陸文化の輸入と相待つて、此處に大化の改新を斷行し天下を國郡里に分ち、從來豪族の私有せる土地人民を收公して、班田の制を始むる事となつた。かくて上代に於ける土地の開拓は整理統一されて新なる局面を展開するに至つた。

一般に人類の生活は、その初期程自然によつて制約される事が大であるから、古代に於ける行政區劃は自然の地形によつて決されるのが普通である。そうして行政單位の上位なるもの程、例へば國は郡より、郡は里よりも自然依存性が強く認められる。さて、大阪灣岸の地理を見るに、南は東西に走る和泉山脈によつて紀川溪谷と分れ、東は南北に連互する生駒、金剛山脈によつて大和盆地と境し、北は丹波高原と海岸に狹る六甲山脈によつて限られて、一つの地區を形成してゐる。その中を淀、大和の二天河川が、東方より大阪灣に朝するので、主とし

て淀川を境とし、北を攝津南を河内の二ヶ國に劃された。さて、この河内國には、大阪灣岸、後の和泉國をなす地域と大阪平野の地域との二つの地理區を含んでゐると見做し得る處で兩者の境界は、その南方に於ては明瞭で和泉山脈の一支脈が北走してゐるものをとる事ができるが北部は洪積層地に陵夷して不明瞭となる。しかし大阪灣斜面と、大和川斜面との分水界をなしてゐるので、最初は郡界として選ばれ、大鳥郡(現在泉北郡の中)と丹比郡(現在南河内郡の中)の境となつた。後の和泉國をなす大阪灣岸地域は、この大鳥郡と和泉郡、日根郡の三郡に分れた。三者はそれ／＼石津川、横尾川、樫井川の溪谷、沖積平地を中心とするもので、それ等の境界は、諸川の間に舌狀に突出せる丘陵の分水界が選ばれ、即ち前二者のそれは信太山、後二者のそれは日根野熊取間の丘陵であつた。海岸附近の平地に至つては便宜に従つたものである。現在では舊和泉郡が二分され、北半は大鳥郡と共に泉北郡を南半は日根郡に合して泉南郡をなしてゐる。國の統治は中央より派遣される國司の掌るものであつたに

對し、郡の政治は從來の豪族を起用したものであるから、郡域の決定には恐らく、舊來の縣主、國造等の勢力圏も

顧慮された事であらう。更に里後の郷に至つては五十戸

と云ふ聚落の單位が決定されてゐたものであるから、そ

の區劃は最も人爲的に成立したものである。併しながら、

丘陵區に於ける小溪谷は明瞭なる地理區を形成してゐる

から、一つ若くは、二の郷が一つの谷を區劃した様か今

日からでもよく推察される。例へば大鳥郡に於ける和田

郷、上神郷は石津川支流のそれと、同名の谷を境域とす

るもので、和泉郡に於ける坂本郷、池田郷は横尾川本流

の溪谷を二分せるものであり山直郷は、その支流の溪に

跨り、木島郷は近義川の溪により、又日根郡の鳥取郷が

菟祇川の流域を占むる如きである。たゞ平野區に於ける

郷の分界は全く人工的に設定された處である、勿論嚴密

に云へば前述の谷を郷域とするものにあつても、谷を平

地より區劃し或は一つの谷を兩分するに際しては、もと

より人工を加へねばならなかつた。郷域の人工的設定は、

大化改新に於ける耕地區劃の整理統一を行つた處の條里

制と密接なる關係があるから、我々は次に、和泉諸郡の條里と共に之を考へよう。

二

條里制は班田收授之法の爲に施行されたもので、我が國土開發史に一期を劃する大事業である。條里の遺構は一般に近畿地方に於て最も明瞭に認められるが、和泉は丘陵の發達著しい爲に、整然たる形式には施行するを得なかつた爲に、各地に斷續して遺存してゐる。堀田^①障左右氏牧教授は共に文献によつて、又豊田小八郎氏は實地の踏査により各々和泉に於ける條里遺構の一部に觸れてゐる。之等先學の所説を參考とし、和泉全體に互つて踏査を行つた結果略その原形を知る事ができた。條里は一般に郡を單位として、形式が一定して居るものであるが地形に左右されて條里の方向は一郡内に於ても變化する事がある。先づ大鳥郡に就いて述べれば、(第二圖參照)石津川の溪谷に最も明瞭に遺存して居り、その方向は北十六度西であるが、上流の上神谷に於ては西偏の度を稍強めて居り、河口附近より堺市にかけては反つて北七度

郷鳥大と里條の郡鳥大 圖二第



古代の和泉地方に關する二三の歴史地理的考察

第二十卷 第一號

一八二

東に東偏して居り、更に海岸地帯に於ける和泉郡境附近は和泉郡と同方向をとり北四十二度東に偏してゐる。之等は何れも、その地の地勢に従つたものである。坪名の遺存は比較的豊富で北部より擧ぐれば上石津東部に三、六七、八、十、船尾西部に、一、二、三、十三、十四、十五、同じく東部に四、大鳥の北に十、九、上の東部に二十三、一、二、三、十、八田莊村東南部に六、一、二、十、九、十六、二十、三十六、一、二、深井村内に八等の諸坪がある。之等によつて條里の方向は各地で變化するに拘らず、坪の形式は同一で、第一坪が西北隅に起り三十六坪が東北隅に終る事がわかる。(第二圖に於てアラビヤ數字は坪名の遺存するもの、船尾南部の一里に漢字を用ひて示したのは完全なる型式を例示せるものである)條や里の遺名は僅かに、

鳳町字野代に下條尻なる小字が存するのみである。條里を示す文獻としては泉州志、大阪府全誌等の引く延喜廿二年注進の大鳥社流記がある。從來、その眞僞不明とされてゐたが、後述する如く、大鳥神社の位置に關する記載は我々が考定した條里復原圖に合致しており、出て來

る里の名は牧教授が大鳥莊の研究に引用された田代文書の記載に一致するから、年代はともかくとしても、その歴史地理的内容は信頼するに足ると信する田代文書は王朝末期より鎌倉時代を主とするものであるが、條里によつて土地の記載が行はれてゐるので、之によつて大鳥莊のみならず遡つて大鳥郷の状態を伺ふ事ができる。牧教授は大鳥莊を尙現地に考定せらるゝに至つてゐないので、此處に稍詳述して御教示を仰ぎたいと思ふ。

先づ大鳥社流記によれば大鳥神社は大鳥里一、二坪原里三十四、五、六坪に鎮座されてゐるが、現在の社域は條里復原圖に於て兩里に亙り、位置は流記の坪付に一致するから東部を大鳥里、西部を原里となす事ができる。又大鳥社内に座する正一位爾波比社の神田が布施屋里卅六坪水合里一坪、郡里六坪の三坪の中二段となつてゐるか、この三つの里は互に相隣れるもので布施屋里の東に水合里、その北に郡里があつた筈である。田代文書の建治二年上村地頭方名丸帳によれば布施屋里と水合里との關係は全く同様で更に南原里が近接してゐた事がわかる。こ

の南原里は先の原里の南に續くものと假定すれば、大鳥里以下の六つの里を全部連續せしむる事が出来る。即ち復原圖に於て北王子 長承寺を含む里が南原里で、その南の上村が布施屋里、又南原里の東が郡里、その南の和田川が石津川に合流する里が水合里である。水合なる里名はその地形に合致して甚だ妙を覺える。更に布施屋であるが、之は行基菩薩設くる處の七つの布施屋の中、大鳥郡大鳥里（後の郷の意味に使用さる）に置かれたものに因めるに相異なく、その里内に布施屋が設けられた爲に里名となつたものであらう。西村博士は、この大鳥の布施屋は大鳥神社參詣人の爲に設けられたものであらうとされるが、推定位置は神社より多少離れ過ぎる。更に考ふるに、上村の南に接近して草部村があるが、此處は和名抄に云ふ日部郷の遺名に相異なく、延喜式によれば驛の置かれた處である。布施屋は交通の便を助くる事を以て本旨とするものであるから、大鳥のそれは、假令神社參拜人の利便をはかる事が一般であつたとしても、官設の驛に近接して設けらるゝは又當を得てゐると云はねば

ならない、かくて我々の推定は略眞實であらうと思ふ。更に、田代文書によれば、南原里は建治の頃でも約三分二は未開であつたらしいから、條里施行當時は尙原野の狀態が續いてゐたであらう。されば原、南原等の里名が起つた事と思はれる。前掲流記に正三位發鞍社の御狩庭野四所として、「字西原南原葛原伊勢沼原」が擧げられ、田代文書には「南原葛原兩野者、爲罪科人跡、任關東御下知、令折中之」と見え、又葛原里の名稱も見える。この中葛原は南原の西に、西原は原の西に、伊勢沼原は葛原の西に續く一帯の原野であつたらう。しかも里名を稱し後には所有者も決定せる所以のものは之等の土地が比較的平坦な洪積層地で容易に開發し得る見込があつた爲に條里施行當初に當つても方六町の輪廓だけにとつた事であらう。それは北海道に於ける原野の開發に思ひ合すべきである。大鳥庄は上條下條に分れて居り南原、布施屋、水合、郡、葛原、三井戸等の諸里が上條に屬し、下條には大鳥里の他は、明記されてゐない。しかし布施屋里は草部郷に接してゐるから、その南端が郷界をなす理で

従つて、大鳥庄上條は南北二里である。之に對する下條も恐らく同様に二里並んだ事と思ふ。かくて大鳥郷と、その北なる石津郷との境界も條里によつたものであらう。東部の蜂田郷後の八田莊とは石津川に一致する水合、郡、大鳥諸里の東邊の條里線であつたらう。更に郷の北西部に於ては、海岸に迄達した事であらうが、西南部は和泉郡界迄全部大鳥郷域であるとすれば稍廣きに過ぐる此處は後の綾井莊の地であるが、或は和名抄常陸郷の地であるかもしれない。それとの境界は判然しないが、先づ大鳥郷域は南北四里東西三里若くは四里即ち、條里の里十二若くは十六位に互つたと推定される。この境域を泉州志の大鳥郷と比較するに殆んど一致してゐる。この中東邊の石津川の谷に沿つては、水田が開かれてゐたので、流記に正三位井瀬社は大鳥里廿五坪内に坐し、大鳥井と云ふ川堰があつたので、その法尻には公田が一百餘町開かれて居り、大鳥神社の禰宜が井司となり祀が井守であつた事が見える。次に郷内に於ける聚落の發展を考ふるに、大鳥神社のある大鳥、等乃伎神社を有する富木の兩

聚落は最も古い筈である。大鳥郷成立當初はこの二つであつて、下條は前者に上條は後者に屬したものであらう。その後發進み人口増加の結果として、上條に上村、下條に下村がそれ／＼分立したものでなからうか。前掲上村地頭方名丸注文によれば上條の東部水合、布施屋、南原三里が上村に屬して居り、布施屋里二十六坪に宅地があつた事がわかるが、之は丁度現在の上村の聚落の中北の部分に當つてゐる。北王子は御鳥羽上皇熊野御幸記に見ゆる大鳥居王子のあつた處であらうし、長承寺は同名の廢寺に因めるものであらう。熊野王子は、早くとも平安末に設けられたものであり長承寺も恐らくその頃のもではなからうか。之等を聚落核とする兩聚落の發達は更にその後求めらるべきであらう。野田、野代、新在家はその名の示す如く、原野の開發の結果現はれた新村であつて之等も亦早くとも平安末に遡り得る程度であらう。

以上大鳥郷に就いては條里制との關聯に於て稍詳細に中古に於ける開發の狀を伺ふ事ができるが、その他の郷

は文献の遺存僅少なる爲た、類推を許すのみである。和田莊^③、草部莊等は上中下三條に分たれ鹽穴土師^⑤^⑥には下條の名が見える。之等によつて大鳥郡の條里は郷毎に任意に上中下、三條若くは上下二條に分つたもので、恐らく、當郡に於ては條里の一般形式である一條一里等の如き數詞は用ひなかつたものと考へる。之は地域狭少の爲に條里の方向も各地變化してゐる位であるから各地域毎の條里を稱する方が便利であつたからであらう。郡内各地に認められる上、中、下又は北、中、南等の聚落の中には遙か後世に發達したのも一部はあらうが、その大部分は、既に條里施行に際して胚胎してゐたものと思ふ。そうして之等の聚落はその形式より見るも條里式聚落の例に入れる事ができる。

三

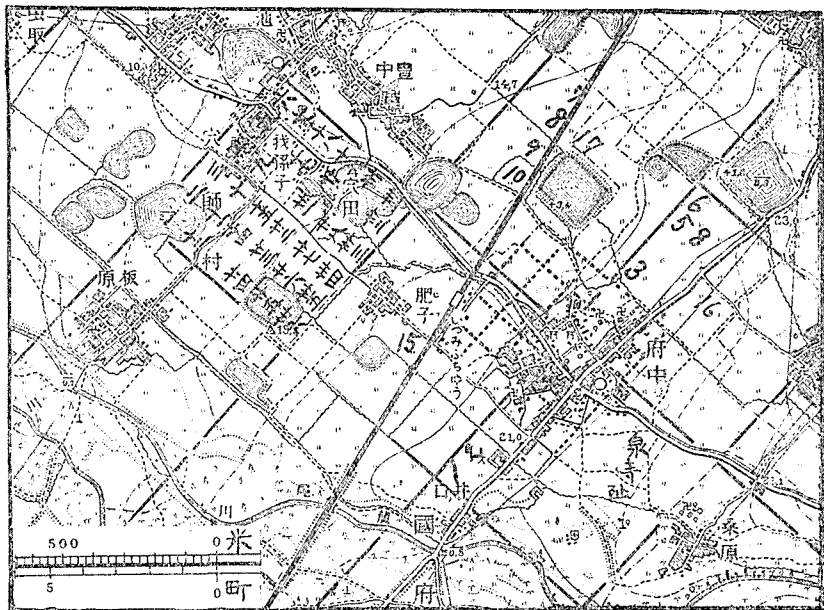
舊和泉郡は和泉の中央を占め横尾川沖積平地は國內最廣の平坦地であるから條里は標式的に施行された。現在では前述の如く、舊和泉郡は二分され、北半は舊大鳥郡と合して泉北郡南半は舊日根郡と併されて、泉南郡とな

つてゐるが、兩郡界は條里線を利用したもので北四十八度西の方向を示してゐる。之は海岸線と略直交して、居り、土地の傾斜に従へるものである。たゞ南部丘陵間の谷に於ては方向は、更に北偏してゐる。坪名の遺存は頗る豊富で、之によつて本郡の坪の配列は西南隅に始つて東南隅に終る事がわかり、大鳥郡のそれとは逆となつてゐる。(第三圖參照、數字は第二圖と同様の約束に従ふ) 條里に就いては天津町内に五條池が残つて居り、又上條下條の村名がある。しかし五條一つでは、條は何れより起つたものか決定し得ないけれども恐らくは大鳥郡界より始つたものではなからうか。即ち和泉郡は比較的廣濶であつたから最初は條里の一般形式が採用された事であらう。文献としては、和泉に於ける唯一の奈良朝古文書と稱される久米田寺文書があつて、その寺領流記坪付によつて山直、八木兩郷に亘る條里の制が判明するけれども現在地名の遺存少く、只、小松里、下池田里、八木里等を考定し得るに過ぎない。しかしながら前述の大鳥郷考究に際して略その信すべきを知つた泉州志の記載を併せ

用ひて、平野に於ける郷の配置を考ふるに、それらが何れも條里によつて區劃されたであらう事を知り得る。聚落の中特に注目すべきは府中村で、之は國府の存在した處であつた事は云ふ迄もない。東北西南に條里の方向に従つて南下する街道は北は大鳥、日部より南は、日根郡呼喚驛（男里附近ならん）より山を越えて紀伊府中に達せる大化の驛路であつて、古代に於ける和泉の交通幹線であり、現在は小栗街道と呼ばれてゐるが、之と直交して大津に起り横尾川の溪谷に沿つて河内の天野より長野に出づる交通路も、古くから存在した事と思はれ、この沿線に古墳の分布するもの多く、又國分寺、智海寺等の古寺がある。國府は即ち、この兩者の十字街を中心として設けられたもので、小栗街道の西側には五社總社（二つの神社の記號の中西側の方、東は井上神社）が祭られ、それに相對する東側の御館の森（役場の丸印のある横の針葉樹の記號ある處、役場は最近小學校の南に移轉す）と稱する處が國廳の跡であらう。國府の規模は

古代の和泉地方に關する二三の歴史地理的考察

府國と里條の郡泉和 圖 三 第



判明しないけれども、之が條里制の上に設けられたものである事は明瞭である。南北朝時代國府城があつたから現在遺存せる小字名には、之に基くものもいくらかあるであらうが、五社總社御館森を中心として、二町北東の條里の溝渠が小栗街道と交叉する處を北の端と云ひ、同じく二町南西で肥子村に至る條里の溝渠道路との交點を南の端と云ふ。之は單に聚落の南北端を意味するもので別に深い意味を求むべきではないかもしれないが、或は國府の外廊に當る處であるかもしれない。若しそうだとすれば和泉國府の規模は南北五町のものと考えることができ。和泉國府がかの周防國府に於て明かにされた如き方形のプランを持つものであつたとするならば、東西も亦五町あつたらう。南端を去る四町西の一劃は字角田でその北は字四十垣と云はれ、その北部は大字界と一致するから、此處に西の外廊を求むれば東極は小栗街道より東一町に置かれるであらう。この想定プランを條里より見れば、五社總社附近に於て交叉する條里の十字線を基準とし、井上神社を含む方一町を中心にとつたものと見做

す事ができる。この想定國府趾の南部に、その一隅を接して略東西南北の正位置をとる方二町の一劃がある。之はその中央に金堂趾を有する泉寺の舊趾である。泉寺は聖武帝和泉離宮の跡とも考へられてゐる。兩者のプランの關係は全く、備中國府と門瀟寺の關係に一致するものである、尙北の端附近を市と稱し、南の端に馬司マツシと云ふ處がある。前者は國府に於ける市の遺址、後者は官馬を置いた處ではなからうか、一般に驛は國府附近に一つ設けられたのであるが和泉では日部、呼喚兩驛とも何れも國府より離れ過ぎてゐるから、官人の便をはかつて驛馬の一部がおかれた事であらう。以上は僅かに存する地名と類推とにのみよつて想定したもので、その當否の決定は新なる資料の發見に待つ他はない。(第三圖に於て點線を以て條里線を引いた部分が想定國府趾)

日根郡の條里は檉井川沿岸に稍明瞭であることを除き、景觀の遺存は三郡中最も少い。檉井川沿岸のもの北三十二度西の方向をとり、和泉郡に於けるより北偏して居り更に南の雄ノ信達に於ては北二十二度西となつてゐる。

之等は何れも土地の傾斜に従つたもので、海岸線に對して略直角をなしてゐる。坪名の遺存は上之郷村に豊富で之によつて坪の配列は和泉郡と同一型式のものである事がわかる。

中古に於ける和泉の開發に特筆すべきは僧行基の功績であらう。彼は大鳥郡蜂田郷の出身と云はれて居り、郷土の民衆の爲に特に盡力した事であらう。前記大鳥に布施屋を作つたと共に土師にも亦野中布施屋を設けて交通に便にしたのであるが、國內に多くの溝を鑿つて農耕を進めた。その最大るは久米田池^⑩であつて、之によつて千餘町の水田が灌漑水を得た事が久米田寺文書によつて明かにされる。この他泉北郡の檜尾池、鶴田池等も、その築く處であつて、何れも規模廣大である。

註

堀田障左右、條里制、史學雜誌。第十二編十一、十二、

① 豊田小八郎、泉北史蹟志料、大正十年

牧建二、攝關家の大番領と和泉國大鳥居、歴史と地理第三

十卷、一、二、三號、昭和七年。

② 西村眞次、前掲論文。

古代の和泉地方に關する二三の歴史地理的考察

③ 和田文書、金剛寺文書。

④ 觀心寺文書、莊園志料所收。

⑤ ⑥ 開口神社文書。

⑦ 前掲大阪府史蹟名勝天念記念物、第四册。

⑧ 三阪圭治、周防國府の研究、昭和八年。

⑨ 永山卯三郎、岡山縣通史。

⑩ 魚澄惣五郎、古社寺の研究、昭和六年。

結語

中古初期班田の實施と共に決定された整然たる郷里の組織は律令政治の衰退と共に漸次崩解して、權門勢家は至る處に庄園を立て、國衛領は蠶食されて遂に國土の大部分が庄園に没入するに至つた。試みに莊園志料によれば和泉には莊四十三、廚二、保、園各一が挙げられてゐる。之等の莊園の大部分は先の郷の名を襲用して居り、その區域も大鳥郷に於て見たる如くほゞ同様であつたらう。かの坂本郷の如きは一郷舉げて莊園とされたらしく坂本郷莊の名があり、現在では單に郷莊と稱してゐる如きである。和名抄の郷は和泉三郡にて二十四であるから郷名を犯さざる約三十の莊園の分布を見るに、その大部分は海岸の平地に存在し、一部が山地區の谷間に見出さ

れる。兩者は共に郷里時代に於て尙開發の行き届かざる處であつて、特に山地區が始めて人類居住の舞臺に入つて來た事は注目する可きである。之等の莊園が多くの紛争を経て漸次封建領化された事は諸國と同様であつて、近世初頭に至つて從來の莊園は一應完全に解體し盡され今日の村落の形式と内容が始めて備はつた。その際舊來の莊名は多く襲用された處で、明治に於ける町村制の改革に於ても亦同様であつた。従つて和泉の地名には郷里時代以後のそれが殆んど殘存して居り、農村の變遷を追及するには眞に好都合である。尙近世以後に於ても洪積層の原野は尙殘存してゐる爲に多くの新田が開發された。之等の新田の中には開發の歴史を明かにし得るもの少くなく、開發者、小作人、聚落成立の状態等に興味あり、將來新村の開拓に當つて多少の參考となるものがある。

大鳥より國府を経て男里に至る大化の驛路である小栗街道は驛制の衰退とその運命を共にしつゝあつたであらうが、平安朝末より俄然勃興した御熊郡詣の街道として

回春し、上は皇室を始め下は庶民に至る迄人馬絡繹として往來した爲に、沿道諸々には所謂熊野九十九王子が設けられ、初期街道町の出現を見たのである。やがて南北朝の争亂時代となれば、陸上の交通閉塞せる爲に海路の利用盛んとなり、海岸に港灣の發達を見た。殊に堺市の如きはその後我國唯一の海外貿易港として飛躍し、その名天下に喧傳された。之等の事項に互つては稿を新にして、地理論叢誌上に考究を試みたいと思ふ。

附記、本稿の資料蒐集の實地踏査には大學院の安藤大橋、三回生、村本、小葉田、二回生、神尾、木村、庄司、野間、村井、山崎の諸君が協同され、考古學教室の末永雅雄氏は種々の便宜を與へられた。踏査に用した費用は東照宮三百年祭記念會に負ふものである。此處に列記して厚く感謝の意を表する次第である。